

第 3 8 3 回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 1 2 月 2 4 日 (火) 14:00 ～ 15:17
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 野口委員、東條委員、歌 委員、久川委員
高橋委員、谷上委員、横山委員
- 4 欠席委員 岡田委員、上月委員、岡崎委員
- 5 事務局 岡久事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 竹内係長
- 7 議 題
 - (1) 漁業法第 1 6 9 条第 1 項に基づく増殖計画について
 - (2) 漁業調整規則の一部改正について
 - (3) 漁業権に係る資源管理状況等の報告について
 - (4) 内水面漁場管理委員会公文書管理規程の改正について
 - (5) その他

8 議事

局長： それでは、これより第383回内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、定員10名中6名が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。なお、歌委員がちょっと遅れてくるということなので議題2から進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

議長： 改めまして、皆さんこんにちは。

委員の皆様方におかれましては、師走でまた公私とも大変お忙しい中委員会に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃は内水面漁業管理委員会の運営に対しましてご指導ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

また今インフルエンザとか、コロナ、それからマイコプラズマ肺炎とかいろんな病気が流行っているようでございます。風邪などお召しにならないように気をつけて年末をお過ごしいただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

議題2は「漁業調整規則の一部改正について」でございます。

それでは県から説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料2により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： 一般の意見とかいうのは来てるんですか。

漁業管理調整課： 聞いてるところです。簡単な文言の修正とかが多かったんで今回。非常に大きい改正とかで一般の方の例えば、今まで楽しみにしたこういう釣りができなくなるとか、

そういうことがあればですね、多くの意見が寄せられたかも知れませんが、今回は拘禁刑とか全国一斉に変更される部分と、先ほど紹介しました食用がえるの部分ぐらいなのであまり意見はないかと思っています。

議長： 他にご質問等はございませんか。

それでは無いようでございますので、県においては引き続き手続きを進めていただけたらと思います。

それでは歌委員さんが来られましたのでちょっと戻りまして、本日の会議の議事録署名者を東條委員さんと歌委員さんをお願いいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは戻りまして、議題１「漁業法第１６９条第１項に基づく増殖計画について」でございます。

本議題は、本年度、吉野川における目標増殖量、いわゆる義務放流が達成できていないことから、漁業法に基づき増殖計画を作成する内容です。

対象となっている吉野川の漁業権者には、私が組合長を務める漁協も含まれています。

「徳島県内水面漁場管理委員会事務規程」第９条において、「委員は自己に関する事件については、議事にあずかることができない」とされていますので、議題１については東條代理に議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは東條代理をお願いしたいと思います。私は一時退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

東條代理： ただいまご指名がありました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題１について進行を努めます。

県から、説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料１により説明

東條代理： ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： これ漁連と3組合になっており、私らは違うかもわからんやけど、各組合に境はあるだろうと思う。この3つのところが、吉野川は7つだったかな。あと4つがほぼ川全体の、下とか上とかやったらまだわかりよいんだろうけど、バラバラになってるんですよ。2つって言うと、上流と下流みたいに分かれたんではない。バラバラに分かれてるんよな。

漁業管理調整課： なので、今、吉野川漁連さんと、三好河川、西部、麻植阿波の4つに分かれています。脱退した漁協は基本的には、吉野川漁連よりも上流なんですけども、そのもう一つ上に吉野川上流漁協が、まだ連合会に残っているので、間がごっそり抜けている状態です。那賀川に例えると、那賀川中央だけが抜けたような感じですね。

委員： 那賀川も分かれないとかもあるけどね。

漁業管理調整課： ただ漁業権は基本的に一河川一漁業権ということで、那賀川さんも中でいろいろあるのは存じ上げているんですが、やっぱり分かれてしまうと後の協議ってなかなかできない。出て行ったところと話ができないとか。中におっても、いろいろあるとは思いますが。

できれば去年脱退する前に、脱退せずに中できちんと話し合いができる体制を作って欲しかったんですけども。かなり声掛けはしたんですけど、意志が固く飛び出してしまった。

東條代理： これですね、吉野川漁連は去年は放流しない、できないという話で、他のところもお金がないからできないって言うんやけど、もしこの脱退した3者が義務放流の何割かをして吉野川漁連は協力はしなかったと言うたら、吉野川漁連は抜いてください。あとの3者で吉野川は切り盛りしますからという話には？

漁業管理調整課： そうはならないです。もともと漁業権自体は一

つなんで、一つの家の名義が4人になってるような感じです。それで家に家賃入れないから、出て行けとかいう話にはならない。

東條代理：　それがですね、相続放棄みたいにもう放流もしない代わりに漁業権もいりませんか、漁業権いりませんって放棄してしまおうたらあとの3つのところは、私は漁業権要りますって、うちらが引き受けるというような話にもできない。

漁業管理調整課：　話としてはできない話ではないと思うんです。ただ、この春の漁業権の共有のときに議題になったと思うんですけども、漁業権を免許するときの適格性っていうのがあって、この流域の漁業者の3分の2以上が所属する団体でないと、漁業権の免許ができないということになるので、例えば連合会がもう漁業権もいらんしやめると言って退くとしますよね。退いたときに、連合会に所属する組合員さんが、脱退した漁業権がやっぱりいるっていう団体や漁協に組み入れてもらえるとか。それで、吉野川に三千何百人の組合員さんがおって、そのうち吉野川漁連に二千人組合員がおったとして、二千人が脱退漁協の組合員になって、その3漁協だけでも流域の漁業者の3分の2になってますよっていう状況になれば、その3者で漁業権を存続させることができると思うんですけども、なかなかそれも難しいですよ。話し合いもしませんし、連合会の内規で連合会の中の組合の間で、組合員の行き来を許さないということがあるみたいなんですよ。

　実際は加盟・脱退は自由なんで、組合員さんのことを思えば、ご自分の判断で自由にされたらどうですかと思うんですが、そのような規定を設けて運用されてるみたいなので、連合会を見捨ててあちらにするよって言う話になるのかなっていう心配はあります。

委員：　徳島は一河川一漁業権ってなってるけど、全国ではそうではないところがあるんよな。2つに分けるってわけにはいかんの。

漁業管理調整課：　漁業法に基づく現行の漁業権制度が戦後から始

まってるんですけど、基本的には国からの通達では一河川一漁業権ということで徳島県としてそれに従ってやってきますので、分ける理由が組合間の仲違いというのはちょっと考えられない。

一河川一漁業権となってるのは、海から魚が上ってきて上流まで行ってまた産卵のために下って、川は一本で繋がってるんで一つの水域として管理するのが理想ですよねというところで設けられてる規定なので、そこを分けたい理由が組合同士の仲が悪いからってというのはなかなか難しいかなと。

委員： 理由がな。

漁業管理調整課： 例えば、吉野川の真ん中に大きなダムができて、魚道も作られずにここからここまで、魚は汲み上げないと上ってこないとかいう、完全に水域として分かれてしまったといったことがあれば、そこで分断するっていうのはありだと思いますけれども、現時点でそういうことにはなっていないので難しいかなと。

東條代理： この増殖命令を発出するのに、期限を決めるんですか。

漁業管理調整課： 1月に発出したら少なくとも7年度の放流にはきちんとやってくださいと。今年もやってないので。県としてもまだきちんと判断ができてないところなんですけども、例えば今年はこの事情でこれだけしかできなかったけど、来年はきちんとやりますからとかそういう話になれば、たちまち1年の結果だけを見てあかんていう話になるのはちょっと乱暴かなって思うところもあるんですけども、はじめから協力金が入らんかったらやらないというような決議をされていますので。放流の経費っていうのは、賦課金と遊漁料がベースにあって協力金があるにこしたことはないけれども、協力金がないから放流しないっていうのは言い訳にはならないと考えています。もともとの放流の算定の資料を見ても協力金なんて入ってないですし、それはちょっと違うと思う。

東條代理： 私は組合長してたっていうのもあるんですけど、組合って動かなくても金が要るんです。もし今みたいに遊漁券も売れない、賦課金も集められないようなら結局は出資金を食い潰していかないかん。できたらこの生殺しみたいなんじゃないし、いついつまでにきちんとこうしなさいって決めてやった方が聞く方も真剣になるかもわからない。

漁業管理調整課： ですので今回の命令に関しては、もうすでに吉野川漁連から協力金がないからやらないという返事をいただいていますので、命令発出した後、来年、令和7年春の放流の報告を受けて、そこでもう全く意思が見られなかったら、取り消す方向で事務手続きを開始したいと考えています。

東條代理： 放流の場合でしたら、要は6月の解禁まで放流しないといけないから切れないですよ。ずっとまた放流しますしますって引きずっと。嫌がらせじゃないですけど引きずることもできるわけですよ。

漁業管理調整課： 理論上はできますけど6月1以降に成魚を放流するとなれば、放流自体が匹数で規定されてますので、10グラムのアユを56万尾を放流するのと、成魚が何グラムかわかりませんが、魚の値段も上がるし全然現実的ではないと思います。

県としても前のめりで漁業権を消したいっていう感じは全くなくて、今までどおり組合員さんが網を入れるとか、コロガシするとか、あとは遊漁者がお金を払って川の資源の維持にご協力いただいてやっていく。地元の小学生とか流域市町含めて放流イベントをする、川遊びのイベントをするとかいうところで、やっぱり組合って地元で根差したものだと思うので、組合も含めて今までどおりやっていただきたいなっていうのはあるんですけども、二言目には協力金がないっていう話で、義務もやる気ないって言われるとですね、法律に取り消さなければならぬまで書いてある規定について、曖昧な理由で見過ごすっていうのは行政として怠慢と言われても仕方がないので、このような提案をさせていただいてるところでご理解いただきたい。

委員： 7月まで様子をみてその結果で？

漁業管理調整課： アユの放流って3月か4月ぐらいですかね。遅くても5月。

委員： はい。

漁業管理調整課： 6月にはもう放流しませんよね。

委員： 那賀川は一部5月の中ぐらいまで。上の方は遅い。一番上は6月に入ってから。毎年、温暖化やなんかでそないなってるけど、やっぱり上流の方は6月に入ってから放流するところがある。

漁業管理調整課： 吉野川でそんな遅くまで放流してるっていうのは今までの実績を見てもないので、6月に入り次第各漁協さんに放流の実績を報告させます。従来この義務放流の報告っていうのは、写真とか、書類で済ませてたんですけども、今回実際種苗を買った伝票とか、そういうのも求めた上でと考えていますので、来年6月ぐらいには改めて各漁業権者さんに求めて、出てきた資料を見て判断しようかなと。様子見っていうのではなくて、そこで明らかにやる気がなくて、漁業権を消されてもやむを得ないみたいなことを、まだおっしゃるようでしたら速やかに取り消そうと考えています。

委員： もったいないですよ。

委員： これ6月と言っても、要は書類って言ったら領収証関係なってきたら、養殖業者との話し合いがあるけん、すまんけど8月いっぱいまで待ってくれとか、そういう話はするけど、入れるのはほら、6月中には進むだろうと。

漁業管理調整課： 伝票に関して実際に魚を買ってるんだけど、伝票はちょっと後になるよっていう話があるんだったらそれはお聞きしますが、やっぱりこれだけの不利益処分を行政として課す以上は、こちらもしっかりと手順を踏んで証拠をそ

ろえた上でやっていけないといけないと思っていますので、
ここに関しては多少遅れることがあるかも知れないんです
けど、出さないとか半年待つとかそんなのはないのかなと。

委員： ちゃんとやるのが普通やけど。

委員： こまったもんじゃ。

漁業管理調整課： 漁業権は組合の執行部とか、連合会の執行部の
私物ではなくてですね三千人の組合員さんのものですので、
組合員さんの意向を無視して進んでるのはいかななものか
と思うところも県としてあるんですけど。その辺も何度も何
度も申し上げているんですけど、それよりも譲れないもの
があるそうです。

委員： わかりました。

東條代理： 他にご質問等はございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては諮問案の
とおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょ
うか。

委員： 異議なし

東條代理： ご異議がないようなので、本件については諮問案の
とおり異議のない旨答申することとします。

それでは、以降の議事については会長にお願いしたいと思
います。どうもありがとうございました。

議長： 東條代理ありがとうございました。

それでは次の議題3に入ります。

「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」でござい
ます。

それでは県から、説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料3により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

それでは無いようでございますので、本件につきましてはこれでおきたいと思います。

次に、議題4「内水面漁場管理委員会公文書管理規程の改正について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料4により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

それではないようでございますので本件につきましては、これでおきたいと思います。

続いて、議題5「その他」でございます。何かございますか。

議長： 議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

無いようです。それでは以上をもちまして第383回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上